

＜前回行財政改革推進委員会後の変更点について＞

(意見①)
・「行財政改革はあくまで手段であり、その目的などを明示することで、市民の受け止め方も違ってくるのでは。」
(対応)
・ P. 1 第 1 章「行財政改革の必要性」において、行財政改革の目的等（下記修正案下線部分）を明記。 (資料No. 3 を参照)
(大綱修正案)：追加記載
◆ 1 はじめに 本市では、市民サービスの向上や行財政経営の健全化等を目指し、平成 8 年度に第 1 次行政改革大綱に取り組んで以降、積極的に行財政改革に取り組んできました。 しかしながら、本市の財政状況は、市税・交付税等の歳入が毎年 110 億円前後で推移している一方、社会保障関係経費の増大や豪雪への対応等による影響で歳出は増加しており、平成 28 年度以降、毎年 5 億円程度の基金の取崩しを行う厳しい運営となっています。 さらに、社会情勢の変化について、そのスピードは一層加速しており、多様化する課題に対して、機動的な対応ができる体制の整備が急務となっています。 行財政改革の目的は、健全な財政基盤を確立し、行政サービスの向上及び市民協働のまちづくりを進めることで、魚津市の発展や市民生活の充実を実現することにあります。今後とも、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進し、取組みを加速していきます。

(意見②)
・「推進体制と進行管理」について、市議会の記載がない。
(対応)
・「魚津市行財政改革大綱・集中プラン（概要）」の推進体制図の見直し。 ・ P. 13 第 5 章「行財政改革の推進体制と進行管理」において、意見等をいただく機関として「市議会」明記。 (資料No. 2・3 を参照)
(大綱修正案)：大綱に下線部追加
…、民間有識者や市民の代表から構成される「魚津市行財政改革推進委員会」及び市議会から意見等をいただきながら…

(意見③)	
<p>・「職員数の減少、ICT技術の発達、行政ニーズの多様化等の状況を受けて、『労働生産性の向上』という視点が必要なのは」※労働生産性……生産量（付加価値額）÷（労働者数×労働時間）</p>	
(対応)	
<p>・ P.10◆3「重点項目と具体的取組み」において、取組項目として、「ICT活用の推進」「効率的な組織運営」を集約し、「業務効率化と生産性の向上」を設定。 (資料No.2・3を参照)</p>	
(大綱修正案)：取組項目集約、記載内容整理・統合	
1	<p>新たな課題やニーズに対応できる行政運営</p> <p>イ 業務効率化と生産性の向上</p> <p>各種業務へのICT活用を積極的に推進することで、市民サービスの向上や生産性の向上を図ります。また、総職員数の抑制を図りながら、事務事業を効果的に実施するため、事務の種類や性質により、再任用職員、会計年度任用職員、任期付職員など多様な人材活用を進めます。同時に、長時間勤務の是正や職員のワークライフバランスを推進するため、働き方改革を推進し、業務の見直しや効率化につなげます。</p>
(意見④)	
<p>・「取組項目について、複数の重点項目やプラン項目にまたがる内容のものがああり、分かりやすい構成となっていないのでは。」</p>	
(対応)	
<p>・ P.10◆3「重点項目と具体的取組み」において、取組項目を整理・修正。 (資料No.2・3を参照)</p>	
(大綱修正案)：取組項目整理・修正、記載内容整理・統合	
2	<p>健全な財政基盤の確立</p> <p>ア 基金繰入に頼らない財政運営</p> <p>将来の財政負担を考慮した計画的な財政運営により、限りある財源の効果的かつ効率的な活用と歳出の合理化を徹底します。また、民営化・民間委託・指定管理者制度の導入等、アウトソーシングを推進し、民間のノウハウや手法を活かしたサービスの向上とコストの縮減を図り、自主的・安定的な財政運営を実現します。</p> <p>イ 災害等に備えた基金残高の確保</p> <p>「魚津市財政健全化計画」に基づき、財源不足解消に向けた取組みを加速させると同時に、近年頻発する地震・豪雨・豪雪などの災害による突発的な歳出に対応するため、決算剰余金等を活用し、財政調整基金の積立を行います。</p>
3	<p>公共施設マネジメントの推進</p> <p>ア 公共施設の総量抑制</p> <p>「魚津市公共施設再編方針」に基づき、市民にとって真に必要な公共施設の量を確保し、適切かつ質の高い行政サービスを提供すると同時に、将来世代に大きな負担を残さないよう、施設の総量をコントロールしながら縮減を図ります。</p> <p>イ 公有財産の有効活用・適正管理</p> <p>各施設の長寿命化計画等の策定に取り組み、計画的な投資に努めます。また、公共施設の管理運営や、廃止となった施設の跡地について、PPP・PFI手法の導入による民間事業者の技術能力等の活用を検討するとともに、行政財産としての目的を失ったもの、将来的な利活用計画が定められていない財産等については、売却・貸付け等の有効活用を推進します。</p>